

【「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」廃止のお知らせ】

歯科外来等感染症対策実施加算(5点) ⇒ 9月30日までで廃止
新型コロナ歯科治療加算(298点) ⇒ 9月30日までで廃止
乳幼児感染予防策加算(55点) ⇒ 10月1日以降 28点に

9月末で期限を迎える「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」について、歯科外来等感染症対策実施加算(5点)、新型コロナ歯科治療加算(298点)は9月末で終了、10月1日からは算定ができなくなった。

同主旨で設けられていた、乳幼児感染予防策加算については、10月1日以降は、55点に代わって28点を算定することとされた(～2022年3月31日)。

【新型コロナ特例点数 取り扱いについて】

| | 2021年 | | 2022年 |
|---|-------------------------|------------|-------|
| | 9月30日 | 10月1日～ | 3月31日 |
| 乳幼児感染予防策加算 | 55点 | 28点 | |
| 歯科外来等感染症対策実施加算 | 5点 | 廃止 | |
| 新型コロナ歯科治療加算 | 298点※当面の間算定可能 | | |
| (介護報酬) ※要介護・要支援ともに 居宅療養 令和3年9月30日までの上乘せ分 | 所定単位の 0.1%相当 | 廃止 | |

＜乳幼児感染予防策加算＞ (9月までと算定要件は変わりません)

1. 取扱いの期間:2022年3月31日まで(2022年3月診療分まで)。9月30日までは55点、10月1日以降は28点の取扱いとなる。
2. 診察時等の注意点
 - ① 診療・算定等に当たっては、小児の外来診療等において「特に必要な感染予防策」を講じる。
 - ② 診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止対策等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。
 - ③ 電話や情報通信機器を用いた診療又は服薬指導を実施した場合には算定不可。
3. 対象患者:6歳未満の乳幼児

【その他】(2021年9月28日から)《双方とも算定時は、摘要欄に「コロナ特例」と記載する》

- 呼吸管理を行うコロナ患者への口腔粘膜処置に係る特例<100点>
 新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔の剥離上皮膜の除去などを行った場合、非経口摂取患者口腔粘膜処置が算定可能
- 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例(時間要件の緩和)
 新型コロナウイルス感染症患者またはその看護にあっている者からの訴えにより、訪問診療を実施した場合は20分未満であっても「歯科訪問診療1」の所定点数1100点が算定可能。

そのほか、厚労省からは2021年10月1日～12月31日までにかかる感染防止対策費用として、新たに8万円上限の補助金支援の実施が示されています。請求方法など、詳細が分かり次第お知らせいたしますのでお待ちください。